

排水設備設置義務の免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市下水道条例施行規程（平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第14号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(免除の要件)

第2条 免除の対象となる下水は、次の各号に掲げる要件に全て該当する場合に限るものとする。

- (1) 排除する下水が、間接冷却水、プール水その他これらに類しており、公共用水域に下水を放流することについて支障がないと認められること。
- (2) 下水を公共下水道以外の公共用水域に排除する設備は、排水設備と完全に分離した排水系統とし、かつ、当該排水系統が容易に確認できること。
- (3) 排除する下水の水質が、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条の基準に適合すること。
- (4) 公共用水域へ放流される下水の量及び公共下水道への排出量が、正確に確認できる装置が設置されていること。

(免除の申請)

第3条 許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（規程第3号様式）に排除施設に関する図面、付近見取図及び申請日の前30日以内に実施した水質試験表を添付して蒲郡市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。

2 許可を受けた者が、免除に関する届出事項を変更しようとするときは、排水設備設置義務免除変更申請書（第1号様式）に、前項と同様の図書を添付して申請するものとする。

3 免除する期間の満了後、引き続き許可を受けようとする者は、免除期間の満了の日の30日前までに、排水設備設置義務免除期間更新申請書（第2号様式）に、前2項と同様の図書及び前回交付を受けた排水設備設置義務免除許可書（規程第4号様式。以下「許可書」という。）の写しを添付して申請するものとする。

(免除の期間)

第4条 前条により免除する期間は、免除の許可を受けた日から3年以内とする。

(免除の通知)

第5条 第3条の申請があった場合、市長はこれを審査し、規程第9条に規定する免除の要件に適合すると認めるときは許可書により、又不適合の場合は排水設備設置義務免除申請結果通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 これらに係る標準処理期間は、申請書が提出されてから30日以内とする。

(条件の付加)

第6条 市長は免除を決定する際、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 免除下水の管理及び水質維持のために必要な条件を付し、又は免除に付した条件を変更することができる。

(2) 許可を受けた者は、放流設備、測定装置に伴う設置及び維持管理等並びに公共下水道へ切り替える必要が生じた場合の当該工事などに要する一切の費用を負担すること。

(水量の計測及び報告)

第7条 許可を受けた者は、免除の対象となる下水(以下「免除下水」という。)の水量及び下水道使用水量が計測できる装置を設置し、各々の水量を継続して記録し、市長が必要と認めるときは報告するものとする。

(水質試験の実施及び報告)

第8条 許可を受けた者は、免除下水の水質試験を次に掲げるところにより、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第15条に準じ、1年に1回実施するものとする。ただし、市長は、必要に応じて水質試験の回数及び項目を増減させることができるものとする。

(1) 水質試験に供する試料の採取箇所は、当該免除下水の排水口とする。

(2) 水質試験の実施項目は、特別の事由があると認める場合を除き、下水道法施行令第6条第1項に規定する各項目とする。

2 許可を受けた者は、当該水質試験を実施した日から、20日以内にその結果を書面により管理者に報告するものとし、当該水質試験記録は5年間保存するものとする。

(立入検査等)

第9条 市長は、申請時及び必要と認めるときは、排除施設及び免除下水の水質等について、立入検査をするものとする。

(各種届出事項)

第10条 許可を受けた者は、次に掲げるところにより、市長に届け出るものとする。

る。

- (1) 免除期間内に排除施設の使用を休止又は廃止しようとするときは排除施設使用休止（廃止）届出書（第4号様式）により、再使用しようとするときは排除施設再使用届出書（第5号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。
この場合、排除施設再使用届出書については、前回交付した通知書の写しを添付すること。
- (2) 住所、氏名又は名称を変更したときは、30日以内に氏名等変更届出書（第6号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。
- (3) 相続又は合併等により地位を承継したときは、30日以内に承継届出書（第7号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

（監督処分）

第11条 市長は、許可を受け、又は許可を受けようとする者が次の各号の一に該当すると認めるときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第38条の規定に基づき必要な措置を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は届出（報告を含む。）をしたとき。
- (2) 水質の測定及び報告の義務を怠ったとき。
- (3) 排除施設の構造を無断で変更したとき。
- (4) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の排水設備設置義務の免除に関する要綱（平成7年2月8日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年12月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の排水設備設置義務の免除に関する要綱の規定による諸様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。